

★「with コロナ時代」に対応した事業展開を支援★

商店街や事業者が共同で

新型コロナウイルスとの共存に対応した事業展開を図り、

地域生活の利便性を高めるサービスを提供する取組みに対し、事業経費を補助します。



次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。

商店街・小売市場振興事業補助金<地域生活支援事業：コロナ対応型>

対象者

市内の商店街、共同事業者（複数の事業者が連携して取組む場合※）

※事業の効果が、広く地域生活の利便性等の向上に波及するもの

補助内容

■補助対象経費

- 1 委託料、印刷製本費、消耗品費、通信費、広告宣伝費、修繕料、手数料、保険料、人件費（申請者や申請団体の構成員に係るものは不可）、使用料、事業のために物件を賃借する場合の賃借料（共益費、管理費除く）
- 2 車両の購入費

※消費税等額は補助対象外です。

※同一の経費について、国や大阪府、他の機関の補助金等と重複して申請することはできません。

■補助率

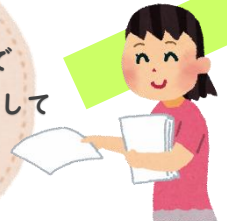
10/10（上限 150 万円）

※事業の実施にあたり収益が生じる場合は、その収益を補助対象経費から差引きます。



対面販売の機会を減らすため、各種商品のデリバリーを始めたい

感染防止についてポスターやのぼり等で周知したり、巡回を実施して感染への注意を呼びかけたい



商店街や他の事業者と連携して実施する
こんな取組みに活用できます



ロスにならないよう農産物や花などのオンラインストアを立ち上げたい

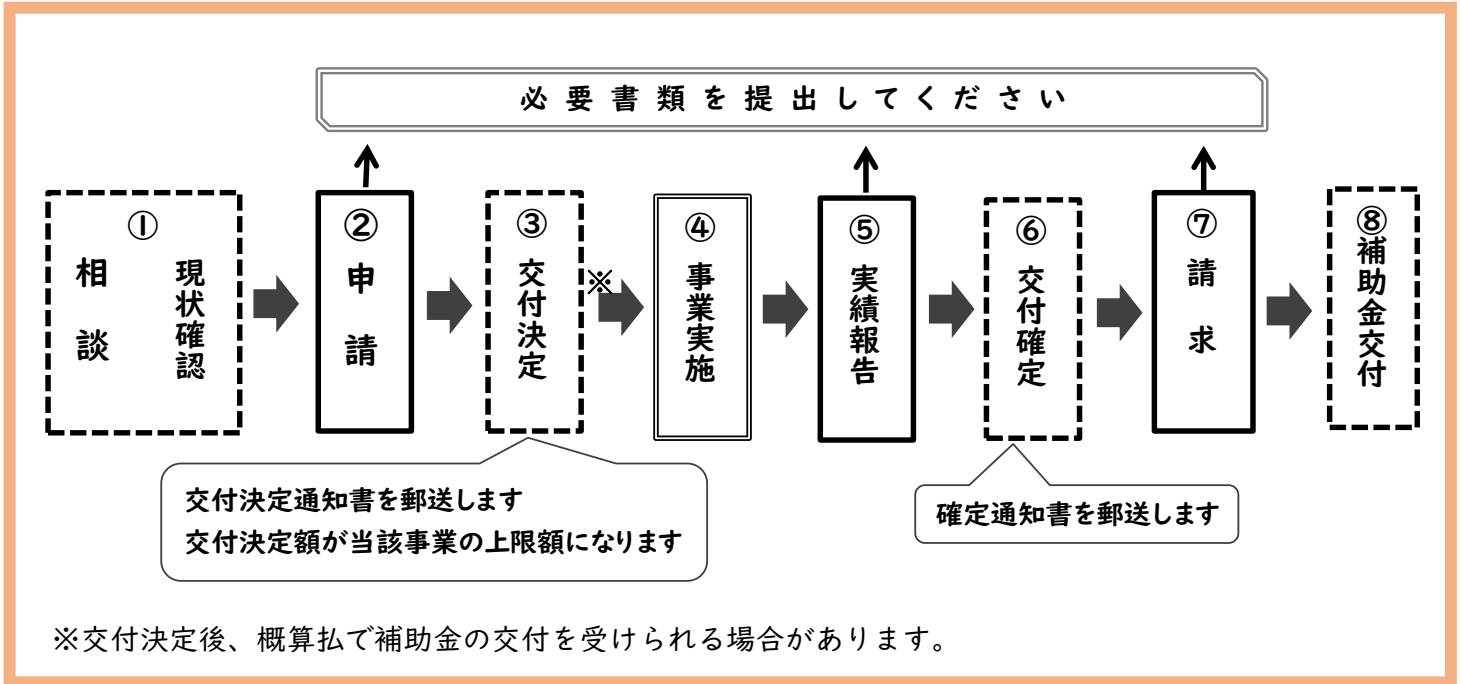
空き店舗を借りてテイクアウト商品の販売を始めたい



●申請は随時受け付けますが、令和3年度内（令和4年3月末まで）に事業を完了し、実績報告書を提出していただくことが必要です。

●補助金の交付決定前に支出された経費は補助対象になりません。補助を希望される場合は、必ず事業着手前に、商工労政課までご相談ください。

手続きの流れ



■必要書類について

② 申請	⑤ 実績報告	⑦ 請求
交付申請書 共同申請者一覧(共同申請の場合) 事業計画書 収支予算書 暴力団の排除に関する要綱の誓約書 役員・会員名簿(商店街の場合) 見積書 ※その他事業の内容によって、別途必要な書類があります。	実績報告書 事業報告書 収支決算書 請求書 領収書 事業の成果品 ※その他事業の内容によって、別途必要な書類があります。	交付請求書 口座振替依頼書

※ 下線部の書類は市所定の様式があります。

※ 原本を提出できない書類は、原本とコピーの両方をご持参ください。確認後、原本をお返しいたします。

お問い合わせ先

茨木市 産業環境部 商工労政課 商工振興係 (市役所本館7階)

茨木市駅前三丁目8番13号

電話 072-620-1620 (平日 午前8時45分～午後5時15分)

メール sykorosei@city.ibaraki.lg.jp

市HPはこちらのQRコードから

